

JCR 海外留学助成規程

制定 令和 6 年 1 月 31 日

(目的)

第 1 条 本邦の先天代謝異常症領域の研究者育成活動の支援を目的として拠出された JCR ファーマ株式会社の「海外留学支援（要確認）」の研究費公募事業を財源とする日本先天代謝異常学会独自の研究費である「JCR-海外留学助成」の適正管理を行うため本規程を定める。

(応募資格)

第 2 条 JCR-海外留学助成は応募資格を次のとおり定める。

1. 日本先天代謝異常学会の会員歴が応募時に 3 年以上あり、かつ現在も会員であり、会費の滞納のないもの。
2. 原則として、受賞後 1 年以内に出国し、海外の研究機関等において、先天代謝異常領域の基礎的研究や臨床研究に 1 年以上従事できるもの
3. わが国の大学、医療機関、研究機関に所属する小児科医師および先天代謝異常症研究者であること
4. 具体的な研究または研修計画を提示できること
5. 助成期間終了後 1 年以内に研究報告書の提出ができること
6. 過去に海外留学にかかる助成を受けていないもの
7. 申請年度 3 月 31 日時点で 45 歳未満のもの

(申請要件)

第 3 条 JCR-海外留学助成は申請要件を次のとおり定める。

1. 申請は原則として 2 年 1 回とし、1 名 1 件を採択する。
2. 申請は 1 施設から 1 名までとする。
3. 申請には所属長、先天代謝異常学会の理事もしくは評議員の推薦を必要とする。
4. 研究内容は、先天代謝異常症に関連する基礎的・臨床的研究とする。ただし薬剤を用いたヒトを対象とした介入研究、JCR ファーマが資金提供している治験や共同研究は対象外とする。
5. 公募の開示、締め切り日は当該年度の理事長の定めた日とする。

※【所属長（大学の場合は学部長）推薦】

病院・大学で所属長が異なっている場合も、1 施設から 1 名とする。なお、推薦者は研究報告書の提出において申請者とともに責任を果たすものとする。

(交付金額)

第4条 JCR-海外留学助成では交付金額を次のとおり定める。

1. 1名につき、年間600万円、原則として2年間交付とする。
2. 何らかの事由により留学継続が困難になった場合には、返納を求める場合がある。

(審査)

第4条 JCR-海外留学助成では交付金額を次のとおり定める。

1. 審査は学術委員会委員並びに理事長、副理事長で構成される審査委員会によって行う
2. 審査委員会の委員長は学術委員会委員長が務める。
3. 審査委員会が行う採点式審査の結果により採択者を決定する。
4. 審査委員が所属する施設に在籍する者からの申請書は、当該審査委員による審査対象から除外する。
5. 採択者の決定方法は審査委員会に一任される。
6. 審査結果は、理事会報告後、学会ホームページ上に掲載の上、全ての申請者に通知する。

(助成金の使用用途)

第5条 JCR-海外留学助成では助成金の用途を次のとおり定める。

1. 滞在費、研究に要する物品の購入費用およびその研究の推進に必要な費用。

(研究成果の報告)

第6条 JCR-海外留学助成の採択者は以下の通り、研究成果の報告および発表について以下の通り義務づける。

1. 助成金採択者は助成期間終了後、1年以内に「研究成果報告書」を作成し、理事長に提出する。
2. 採択者は助成期間終了後、1年以内に留学期間中の成果に関する発表を先天代謝異常学会学術集会で発表する。
3. 研究成果は学術誌等で発表する場合、謝辞等に「日本先天代謝異常学会・JCR 海外助成による」若しくは「This research was supported by Japanese Society of Inherited Metabolic Disease/JCR pharmaceuticals research fellowship program」と明記する。

(既定の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

附 則

1. 本規程は、令和6年5月1日から施行する。